

「大阪市地域福祉計画」 第二期計画（平成21～23年度）

～セーフティネットの充実と、 地域福祉力アップに向けて～

住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるように、地域住民が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たす「地域福祉」の取組みが推進されています。大阪府は、地域福祉を進める上での基本的な方向性を平成16年3月に『大阪市地域福祉計画』（平成16年度～20年度）に示し、取組みを進めてきました。

平成21年3月には、第二期計画（平成21年度～23年度）が策定されています。ここには、地域住民との協働により地域福祉を進めていくという基本的な考え方を継承するとともに、さらに地域福祉の新たな課題に的確に対応する取組みの推進、公私協働によるセーフティネットの充実、地域福祉力の向上、福祉コミュニティの形成をめざすための方策を定めることなどが盛り込まれています。

地域福祉の方向性を示す

「大阪市地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村福祉計画で、大阪市の地域福祉を進める上での基本的な方向性を示す計画です。

また、大阪市の総合的なビジョンを示す「大阪市総合計画」を実現する計画のひとつであり、健康福祉分野はもちろんのこと、市が定める他の生活関連分野の計画とも連携しています。

大阪市の健康福祉施策は、年齢や性別、障害者の有無、生活課題の違いに関わらず、すべての人の人権が尊重され、安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指すものです。しかし、施策ごとの推進だけでは、隠れた課題を発見したり、さまざまな生活課題の解決に応じることは困難です。

「大阪市地域福祉計画」では、こうした多様なニーズや潜在的課題に対し、総合的に応えられるよう、健康福祉施策の共通目標を定め、市民参加や市民協働の促進、総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの共

通のしくみづくりを進めようとしています。一方で、大阪市社会福祉協議会が策定した、市民・民間団体との協働を進める活動・行動計画「大阪市地域福祉活動計画」とも強力な連携を図り、「車の両輪」となって地域福祉を推進しています。さらに、各区で市民参画・公私協働により策定された「地域福祉アクションプラン」とも連携・連動し、この計画が円滑に進むように支援しています。

計画をつくるにあたっての視点

大阪市地域福祉計画の第二期計画は、「市の範囲」、「区の範囲」、「おおむね小学校区を単位とする身近な地域の範囲」の3つの圏域を基本として、実情に応じて適切な圏域を設定しながら推進しています。計画の推進・評価においては、第一期計画より、公募による市民委員や障害当事者、関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市地域福祉推進委員会」で検討・審議が行われています。

第二期計画では、住民一人ひとりの生活の質は、生活の基盤である地域福祉の質に大き

く左右されることから、住民主体で地域の生活課題を解決していこうという地域福祉力の向上を目標に掲げています。具体的には、次の4つの視点を踏まえて策定しています。

①一人ひとりの主体形成のために

住民同士の支え合いによって、自分の生き方を自分で選び、自分らしく暮らせる社会、一人ひとりが主人公となれる地域づくりを進める計画。

②地域の課題を地域で解決するために

地域のさまざまな生活課題を地域住民が発見し、地域の課題としてとらえ、その課題解決を地域全体で進めていけるようにする計画。

③福祉サービスの総合化のために

対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域において一つのつながったサービスとして、一人ひとりの課題に柔軟に対応できるサービスを利用できることを目指す計画。

④住民と行政の協働でまちづくりを進めるために

地方自治を進める第一歩として、「地域の福祉のことは住民主体で考えよう」という考えのもとで策定する計画。

地域福祉を進めるためのしくみづくり

大阪市地域福祉計画は、第一期計画より「みんなで支え合うしくみづくり」「サービスを利用しやすいしくみづくり」「サービス提供の充実のためのしくみづくり」の3つの柱に基づき推進しています。

1 みんなで支え合うしくみづくり

地域福祉を推進するには、特定の人や機関だけでなく、すべての人々が力を出し合い、相互に助け合えるしくみづくりが必要です。

市民の意識高揚を図るため、さまざまな媒体を通じて情報提供や呼びかけを行うとともに、学校教育との連携を強化し、子どもの頃から福祉を身近に感じられる機会づくりを行うこと。また、一人ひとりが相互に理解を深め、自他ともに大切にし合える気持ちを醸成するつながりの場づくり、ボランティア・市民活動の育成、市民参加の促進のためのしくみ、協力しあえる地域ネットワークづくりなどを支援し

ています。

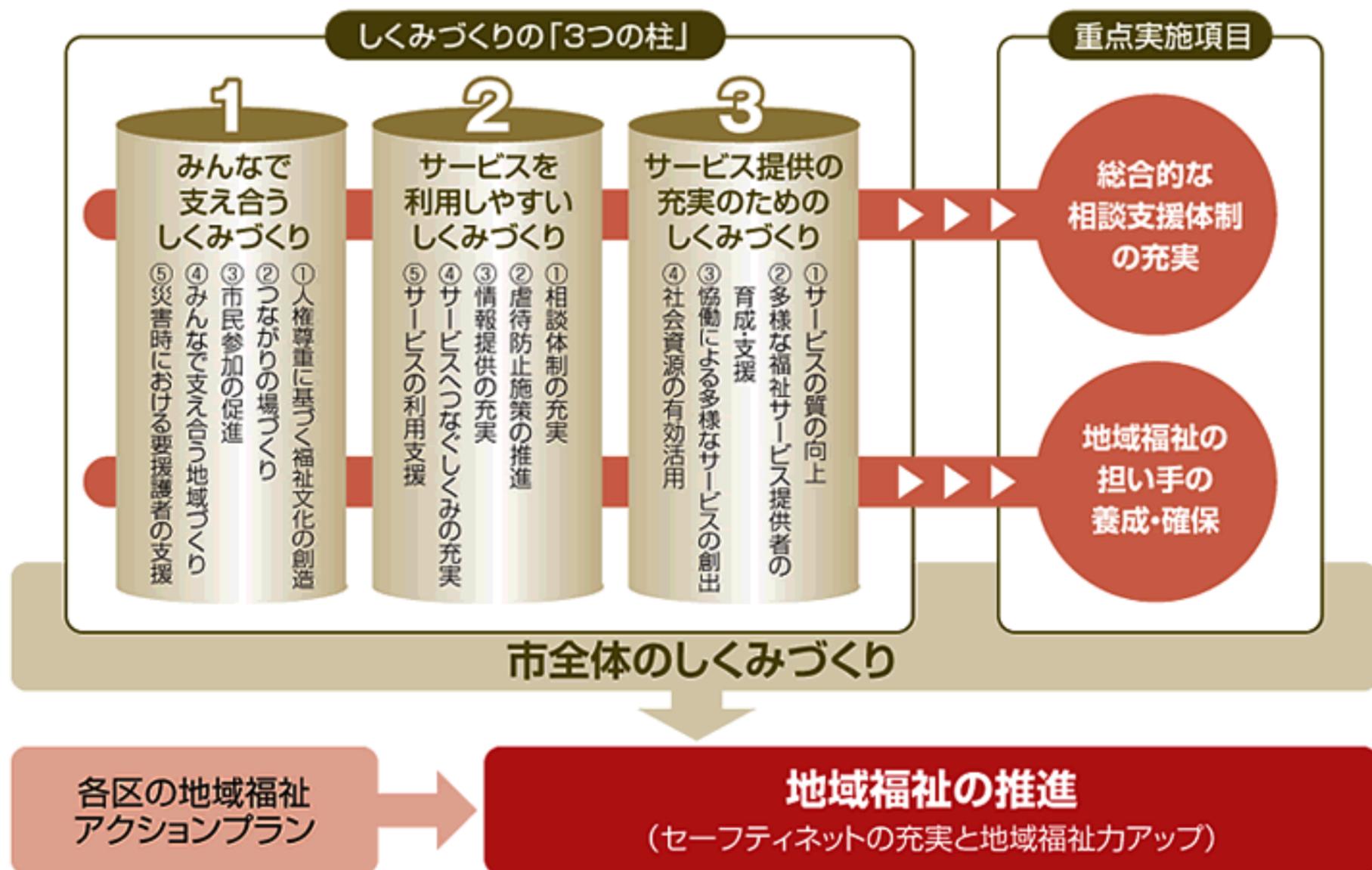
第二期に新しく盛り込まれたのは、「災害時における要援護者の支援のしくみづくり」です。地域の自主防災組織をはじめ関係機関、団体と連携して推進します。

2 サービスを利用しやすいしくみづくり

生活課題に関するさまざまな相談内容を総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなげる相談体制を検討します。また、身近な地域の相談体制の充実、電話やインターネットの利用や業務時間外の受付など、必要ときに相談できる体制の充実、同じ立場の仲間として当事者が相談に応じる「ピアカウンセリング」など相談の場に柔軟性をもたせ、必要ときに、だれもが十分な情報を簡単に得ることができる、利用者の立場に立った情報提供のしくみを検討します。

住民の中には、福祉サービスの利用をためらう人や福祉サービスの必要性に気づいていない人もいます。そこで、地域での見守りや課題を早期に発見し、適切な相談窓口につない

■地域福祉を進めるためのしくみづくり



だり、認知症などで判断能力が不十分な人に対しては、利用者が福祉サービス提供者と対等な立場でサービスを利用できる環境づくりを行い、だれもが主体的に福祉サービスを選択し、適切に利用できるしくみづくりを進めます。

第二期計画では、深刻化する高齢者や児童への虐待およびDV(ドメスティック・バイオレンス)を地域福祉の課題としてとらえ、虐待の発生予防、早期発見、通報、虐待を受けた当事者の安全確保、再発防止など、各段階において適切な対応と支援を行うため、施策の充実に取り組めます。

3 サービス提供の充実に ためのしくみづくり

福祉サービス提供の質を高めるため、サービス提供者が、人権意識や福祉サービスの向上などに研鑽を重ねる機会の提供や利用者、第三者からの評価の推進、社会福祉法人・施設などの監査・指導が受けられるしくみをつくります。同時に、社会福祉事業者への技術支援、NPO、ボランティアなどへの情報提供などを行う環境づくりを行います。

さらに、さまざまな主体との協働や地域の社会資源の有効活用などにより、福祉サービスの充実や新しいサービスの創出、これまで対応できなかった支援やよりきめ細かい福祉サービスの提供を行うことのできるしくみづくりを進めます。

さらに、さまざまな主体との協働や地域の社会資源の有効活用などにより、福祉サービスの充実や新しいサービスの創出、これまで対応できなかった支援やよりきめ細かい福祉サービスの提供を行うことのできるしくみづくりを進めます。

第二期計画で 新たに決められた 重点実施項目

第二期計画では、過去5年間の成果と課題、大阪市の地域福祉を取り巻く状況をふまえ、特に力を入れて取り組む「重点実施項目」として「総合的な相談支援体制の充実」「地域福祉の担い手の養成・確保」をあげています。

1 総合的な 相談支援体制の充実

市、区、小学校区を単位として構成するネットワークにより、援護を必要としている人たちを支援する「地域支援システム」を強化します。また「市民のセーフティネット」として、心身がどのような状態であっても、人権が尊重される権利擁護機能の充実に図ります。

①小学校区における 相談支援体制の充実

おおむね小学校区を単位とする地域には、見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整などを行っている「地域ネットワーク委員会」が設置されています。この委員会の機能を強化するために地域ネットワーク委員会委員長やネットワーク推進員を対象にした研修を実施したり、社会福祉協議会と地域ネットワーク委員会の連携を強めることで、地域福祉活動の基盤となる組織体制を強化します。

並行して、地域に出向き働きかけ、地域活

動の円滑な推進を支援する「地域生活支援事業」の地域支援機能を強化します。今後、これを地域生活支援ワーカーと、地域ネットワーク委員会や地域支援機関との協働のしくみづくりにも取り組めます。

②専門性を備えた 相談支援機関の充実

地域で発見された生活課題が、専門的対応を要するのか、あるいは見守り支援で対応するのかを見極め、複雑にからみあった生活課題を解きほぐし、それぞれ適切なサービスを結びつけるコーディネート機能を強化します。

市内には、区保健福祉センター、地域包括支援センターおよび総合相談窓口、障害に関わる委託相談支援事業者、地域子育て支援センターなど各分野での専門性を備えた身近な相談支援機関があります。これらが円滑に連携できる相談支援体制や区を単位とする地域支援調整機能を充実させます。また、区保健福祉センターは、措置権を有する福祉援護の実施機関として、その役割・責務を果たせるよう相談支援機能の充実に図ります。

③権利擁護機能の充実

権利擁護機能の充実のためには、すべての人が権利擁護について正しく理解することが必要です。したがって、市民に向けた権利擁護に関する正しい理解のための普及・啓発するとともに、発見・相談にあたる、地域ネットワーク委員会や相談支援機関への研修を充実させ、専門性の向上を図ります。

次に、身近な住民による発見・見守りから、地域包括支援サービスへとつなげていけるような環境づくりを進めます。具体的には、権利擁護に関する課題の発見・相談を行う地域ネットワーク委員会から、身近な相談支援機関や区保健福祉センターへ、身近な地域や区の相談支援機関から、より専門性を備えた大阪市成年後見支援センターなどの専門機関へと円滑な連携が図れるように支援します。さらに今後ニーズの増加が予想される「あんしんさぼーと事業」や「大阪市成年後見支援センター事業」の安定的、継続的な運営体制を構築します。

行政の実施機関である区保健福祉セン



ターおよび中央児童相談所は「市民のセーフティネット」として、その役割と責務を果たすため専門性を向上させながら、総合的な権利擁護のあり方を検討します。

2 地域福祉の担い手の養成・確保

福祉・介護ニーズに対し柔軟に対応できるしくみづくりを進める一方、福祉や介護を担う福祉人材の養成や安定的な確保が求められています。そのために、大阪の社会福祉の歴史から学び、今後の「地域福祉力」のいしずえとなる担い手を養成・確保する取り組みを実施します。

①地域福祉の担い手としての市民の養成・確保

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するため、近隣や地域社会における市民やボランティアなどの支援活動の担い手の養成・確保を行います。

ひとつは、地域福祉と教育分野の連携強化です。学校教育に福祉教育を取り入れることで、子どもたちが将来、福祉職への関心を促したり、ボランティア活動のきっかけとなることがねらいです。この時、先駆的で手厚い、大阪が誇りとする社会福祉の歴史についても学ぶ機会を提供します。また、地域住民や大学生による出前講座など地域に密着した体験学習など含めた小・中学校等での福祉教育の充実、および小・中学生に向けては、福祉の理解に役立つ福祉読本やリーフレットなどのツールを作成・活用も進めます。

このほか、支援する側にとってのやりがい創出、先駆的な地域事例を学ぶ研修実施によるスキルアップ、信頼される活動となるような事業運営のノウハウ提供、退職者の「地域デビュー」および準備段階を支援するための施策、地域活動体験を若い世代が継承するための機会提供に関する事業を支援します。

さらに、「市民」というわかりやすい立場で、判断能力の不十分な人の財産を守り支援する地域福祉の担い手、市民後見人の養成と活動後の継続的な相談支援を弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の全面的な協力のもと実施しています。

②福祉専門職の養成・確保

大都市を中心に介護職が不足し、その離職率も高く、今後一層の高齢化が進展する中で、必要なサービスを受けることができるのか不安が高まっています。

大阪市では、社会福祉事業従事者の人材養成・確保に向けて、行政や社会福祉事業者および従事者だけでなく、学識経験者や将来福祉職を希望する大学生や専門学校生等の意見を取り入れながら、具体的な施策の実施を検討しています。

また、福祉の仕事への市民の理解と評価を進めるための取り組みのひとつとして、福祉専門職のやりがいをアピールするために「福祉就職・進学フェア」事業を実施します。

③公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援

地域に密着した活動を展開する団体・施設等の専門職をはじめ、福祉関連の事業を

行うNPOやボランティア団体、社会貢献活動の一環として福祉に関連する取り組みを行う企業、社会福祉協議会など、地域福祉を推進・支援する活動主体、活動形態はさまざまです。こうした取り組みが強化されるように支援します。

④行政における専門性の確保

大阪市における福祉にかかる行政機関のなかでも区保健福祉センターは、市民にとって身近な福祉に関する実施機関です。そのありかたを検討する中で、高齢者虐待や児童虐待、DVへの対応等、迅速で的確な対応・判断が求められることから、困難な事例に対応し、支援していく対人援助技術の強化や専門性の確保による対応力の向上が求められています。緊急・困難事例、複雑化、多様化する介護・福祉ニーズや課題に的確に対応し、市民の安全・安心を支える「セーフティネット」としての役割を果たせるよう、専門性の確保を図ります。

COLUMN

地域福祉アクションプラン

NOW

各区で市民・団体等が主体性を発揮し、より身近な地域での地域福祉を推進するしくみづくりとして、各区で行政と地域住民の協働により策定されている「地域福祉アクションプラン（行動計画）」の第一期計画では、市内24区すべてに立ち上がり、一定の成果が上がっています。

第二期計画では、アクションプランを一層推進し「福祉コミュニティ」の形成へと「つながりづくり」「評価」の視点から、具体的な支援策を打ち出しています。

ひとつは、地域福祉の観点を重視した企画力・表現力の向上を目的とした「地域福祉力向上奨励事業」です。第一期計画では、応募された先駆的活動の中から選考委員会で選び助成してきました。（地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業）第二期計画においては、特に企画力・表現力に焦点を当て、大阪市ボランティア情報センター

に設置されている「大阪市ボランティア活動振興基金」の事業と連携して公私協働の活動が広がるよう支援しています。平成21年7月には、本年度の公開プレゼンテーションが終了。7区10事業が採択され、事業の一部を助成しています。

現在、取り組んでいるのが「地域課題解決プロジェクト」事業です。21年度に採択されたのは西淀川区の「高齢者100番ネット」事業と東成区の「高齢者支援「お守りネット」」事業で、先駆的な取り組みとして他の地域にも拡大され、24区に解決法を共有できるかを行政、学識経験者を交えて検討しています。さらに、こうした先駆的な取り組みをより効果的に情報発信し、共有化することで、担い手の活動意欲を高め、地域における取り組みの輪を広げるために「地域福祉推進シンポジウム事業」を行う予定です。（2010年2月～3月）